

平成 26 年 10 月 17 日

経済産業省 特許庁 御中

北海道大学産学連携本部長	川端 和重
東北大学産学連携推進本部長	進藤 秀夫
東京大学産学連携本部長	原田 昇
東京工業大学産学連携推進本部長	辰巳 敬
名古屋大学学術研究・産学連携推進本部長	松尾 清一
大阪大学産学連携本部長	馬場 章夫
九州大学産学官連携本部長	若山 正人

職務発明に関する特許法改正の動きに対する要望

平素は大学の研究成果による知的財産の創出・保護・活用にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

我が国の特許法の職務発明制度の改正については、引続き産業界はじめ色々な場で議論や提言がなされています。我々七大学産学連携本部長としましては、産業界との協調を前提としつつも、職務発明制度の見直しについては、企業とは異なる事情を考慮して検討していただき、法改正等を行う場合は、例えば、大学特有の諸事情を考慮した弾力的運用が可能な制度を構築するようお願いする要望書を平成 26 年 5 月 14 日に提出したところです。

前回触れなかった大学特有の事情として、特許出願の目的における企業との違いが挙げられます。即ち、大学においては研究成果の社会への普及、活用の促進のための権利の保護という点が極めて重要であり、自社事業保護・強化という観点から成される企業とは異なります。法改正により法人帰属となった場合は、大学として、出願数が増大して必要な特許費用が増大する可能性があること、また承継しが出願しない場合は発明の補償の問題が生じる恐れがあること、更には全件承継による管理コストが増大することなど、不利益を蒙る大学が増えることが懸念されます。

今般の制度見直しでは上記の点についても十分な検討をいただき、引続き大学の研究成果に基づく知的財産が我が国のイノベーション創出に貢献できるよう十分な配慮をいただきますよう強く要望します。